

主 文

本件再審の訴を却下する。

再審申立費用は再審原告の負担とする。

理 由

再審原告は準禁治産者であつて、再審申立には保佐人の同意を要するところ、当  
裁判所の命じた期間内に右同意の欠缺を補正しないから、本件再審申立は不適法と  
して却下を免れない。

よつて、民訴九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	三